

シンポジウム

「日本における加害者プログラムの可能性と課題 ～包括的なDV対応・解決を目指して～」

シンポジスト マージョリー・D・フィールズ

後藤 弘子

近藤 恵子

コーディネーター

井上 匡子

北仲 千里

(司会)

ただいまから「日本における加害者プログラムの可能性と課題～包括的なDV(ドメスティック・バイオレンス)対応・解決を目指して～」と題して、シンポジウムを始めさせていただきます。

本日のシンポジストの皆さんをご紹介します。まず先ほど基調講演をお願いいたしましたマージョリー・D・フィールズさんです。マージョリー・D・フィールズさんにつきましては、通訳の関係上、このあとしばらく舞台袖でお聞きいただくことになっております。そして千葉大学大学院・専門法務研究科教授であり、国際子ども権利センター副代表の後藤弘子さん。そのお隣がNPO法人女のスペース・おん代表理事の近藤恵子さん。そしてこのシンポジウムのコーディネーターである、神奈川大学法学部助教授の井上匡子さんと日本福祉大学非常勤講師の北仲千里さんです。では井上さん、進行をお願いいたします。

(井上)

基調講演でのマージョリーさんのお話はアメリカのお話でした。日本とアメリカとでは、法制度も法文化も違いますから、そのままの形で日本に引き写すことはできません。たとえば、アメリカでは保護観察中に警察官が銃を持って被害者の安全確保をするというお話がありましたけれども、日本の警察の役割にはそのような役割は許されていません。このような制度的な違いも踏まえて、後藤弘子さんから、日本の現状の中で加害者の問題をどう考えたらよいのか、アメリカでの経験から何を学び、どう生かしたらよいのかについてお話いただこうと思います。日ごろの活動や具体的なサポートの中でどう生かしていくの

かということのを頭に置きながら、お話を聞いていきたいと思えます。後藤さん、よろしく願いいたします。

(後藤)

ただいまご紹介いただきました千葉大学の後藤でございます。今日は「日本における加害者プログラムの必要性と問題点」ということに関してお話をさせていただきます。

私の専門は刑事法ですから、先ほどの基調講演でマージョリーさんも強調されておりましたように、「DVは犯罪である」というところから話を始め、その犯罪を行った加害者に対してどのような対応をしていくのかを考えていこうと思えます。私は今から5年ぐらい前に加害者プログラムに関する調査・研究を行ったことをきっかけにして、加害者プログラムを犯罪者の処遇として、また犯罪者に対する刑事的な対応として組み込めないかと考えております。

日本における加害者プログラム

みなさんをご存知かと思いますが、日本にもいくつかの加害者プログラムがあります。私が知っている限りのプログラム、つまり、プログラムを実施している方からレクチャーを受けたり、内閣府が実施した加害者プログラムの調査研究に関わる中で見聞きしたりしたプログラムを、大きく三つの類型に分けてみました。

一つ目は、私が名付けたものですが、「男性支援型」、二つ目は「治療モデル型」、三つ目は「デュルーズモデル型」です。まず、それぞれの特徴についてお話したいと思います。

「男性支援型」は、特に関西のほうで、メンズリブのアプローチの中で男性が男性に対

して行うプログラムとして発達してきたものです。ファシリテーターは男性で、グループで行われています。

「治療モデル型」は、臨床心理士や精神科医などの専門家によって行われているプログラムです。グループで行うものと個人の面接を行うものとの二つの指向性があります。どちらかというアダクション（嗜癖）の治療になります。DV も人間関係におけるアダクションの一つだと理解して治療を行うものです。

「ドゥルーズモデル型」は、パワーとコントロールの車輪の隣に必ずある平等の車輪を実現するためのプログラムです。これは男女のファシリテーターによって行われていて、ジェンダー秩序を前提とし、グループによって行われます。内閣府が調査研究している加害者プログラムも、基本的にはこのドゥルーズモデルを使っています。

刑事システムとの連動の有無～日米の違い

日本とアメリカとの最大の違いは、日本ではこれらのプログラムは、刑事システムの中で犯罪者と判断・評価された人が必ず行くところではない、ということです。参加者は自らの意志で任意で参加していて、刑事システムとは連動していません。そのために、参加者自らが「自分の行為が犯罪である」と認識する契機はかなり薄くなっています。日本における最大の問題は、どういう形で刑事システムと連動させるかということに尽きると思います。

公的な動きについては、昨年内閣府により二つの都県で試行的プログラムが実施され、今年中にその評価を行うことになっています。基調講演でマージョリーさんも度々強調されていましたが、加害者プログラムは、被害者の安全を第一優先で考えなければなりません。日本でも、被害者の安全を確保するためのさまざまな仕組みを準備した上で、試行的なプログラムを実施しています。

監獄法改正と保護観察制度の拡充

～教育プログラムへの注目

現在、犯罪者の処遇、犯罪としての対応については、刑事政策全体の中でも、さまざまな関心が寄せられています。まず明るいお話からしますと、2005年5月に監獄法の改正が成立しました。「監獄」は刑務所などの刑事施設のことですが、この法律ができたのは明治41年でその後100年間ほとんど何も変わらず、「監獄」という古めかしい言葉も使われ続けてきました。それが今年、犯罪者処遇についてかなり抜本的な改正が行われて、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」として改正され、2006年5月に施行予定となっています。

また、奈良の事件に見られるような子どもに対する性犯罪の再犯をきっかけとして、保護観察というシステムが注目されています。それに呼応する形で現在、更生保護制度の抜本的な見直しを行っていて、法務省保護局が対応しています。

これら二つの動きに共通しているのは、教育的プログラムへの着目です。これまで刑務所の中でもさまざまな教育的プログラムを行ってはきたのですが、懲役という刑罰は働くこと（作業）が要求される刑罰で、週40時間作業に当てると、教育に当てる時間はほとんどありませんし、刑務所の中での教育は任意で、参加するかどうかは本人の意思に任されていました。けれども今度の改正で「作業」に代えて「教育」をすること、なおかつ強制的に教育を行うことが法律上明記されましたので、教育的プログラムが実施される可能性が出てきました。また保護観察についても、性犯罪者に対してプログラムを行うという動きもあります。

刑事システムとの連動性確保の必要性

しかしながら、刑務所に行く前、あるいは出た後、保護観察や執行猶予になっている犯罪者に対する処遇は、さまざまに行われる可能性はあるにしろ、まず刑事システムに乗ってもらわなければそこに至りません。「犯罪者」として判断・評価されなければ、たとえプログラムが準備されたとしてもそこに乗ってこないのです。

「安全な日本を取り戻そう」ということで、

国家レベルでさまざまな刑事政策の取り組みが行われていますが、中心になるのは引ったくりなどの街頭犯罪です。外で見知らぬ人によって行われる犯罪に注目が集まっています。これに対し、児童虐待やDVなどの家庭の中における暴力は、まず福祉的な対応が重視される領域だとされています。また、ジェンダー秩序に代表されるようなパワーアンドコントロールという権力構造についても、男女共同参画基本法に対するバックラッシュが全国的に行われている中で、「犯罪者」という評価が困難になっています。

裁判員制度導入と法教育の充実

少しだけ明るいニュースは、今後の日本が国民の司法参加の道へ大きく歩みだそうとしていることです。裁判員制度が後5年以内に導入されますが、そこで強調されているのが法教育で、これを小・中学校レベルで行っていくとされています。その中でカリキュラムとして組み込む可能性がないわけではありません。

また、司法におけるジェンダーバイアスという問題を、弁護士を中心としたグループが指摘し、かなり認識されるようになってきています。私も千葉県で調停委員をしておりますが、その研修には千葉県の男女共同参画室の課長が来て話をしていますし、DVに対する理解が進んでいる裁判官もいます。旧い調停委員の男性の中にはなかなか理解できない方もいますが、そういう方はどんどん辞めていきますので、きちんと教育された新しい人たちが入ってくれば司法も変わる可能性があると思います。

最後になりますが、なぜ犯罪がなくならないのか、なくすためにはどうしたらよいのかについて犯罪学者と言われる人たちがいろいろ考えてはいます。しかし「これで絶対に大丈夫」というものはありません。もちろん刑事政策的なプログラムはいろいろあります。例えば覚せい剤の犯罪者に対するものや暴力団の犯罪者に対するものなどですが、それだけで効くというものはありません。「では何もしなくていいのか」というと、そういうわけではなく、何か効果的な施策を見つけてやっ

ていく必要があります。「これで絶対に大丈夫」ということは言えませんが、より効果的なプログラムを探していく努力はしなければならないと考えています。ただ、マージョリーさんのお話では、ほとんど役に立たないということなので、これからどうするのか途方にくれているところです。しかし、刑事法の研究者として、より効果的なプログラムを探すという努力はしていきたいと思っています。(井上)

後藤さんは具体的な制度設計にも関わっておられるので、日本の現状とともに今まさに進行中のお話についても伺うことができました。制度が動いているときは、後藤さんのような専門家はもちろん、みなさんのような実際のサポートをされている方々の声がとても大切になりますので、その声を出せる場を作っていけるといいですね。

唯一の特効薬はない中で、より効果的なプログラムを設計したいという後藤さんのお話は、マージョリーさんのお話とも一致していました。また、今の日本の課題は加害者プログラムが刑事システムとの連動がないという点にあり、今後はどのような形で連動させていくかが大きな課題ということでした。

次に近藤恵子さんからお話をいただきます。近藤さんは北海道で「女のスペース・おん」というグループを立ち上げ、DVの対応はもちろん、それ以外の女性の人権侵害に対する問題に現場でサポートするとともに、現場の声を立法府や行政に届ける活動もされています。そこで現場から見た現状や今後の方向性へのヒントなどについてお話いただきたいと思います。

(近藤)

ご紹介いただきました近藤です。私は現場から見える加害者対応、加害者処罰のあり方についてお話させていただきます。

現場からの声～法律の制定と現場の実感

8年前、私たちが全国女性シェルターネットとして第1回のシンポジウムを開催いたしました時の参加者の想いは、女性に対する差別禁止法、あるいは女性への暴力処罰法といった包括的な女性の権利を拡大するための法

律を作ろう、一人でも家の中で殺される女性や子どもが増えないように、そういう法システムを自分たちで作りに上げていこうということでした。その思いがようやく実って「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV 防止法」）という法律が制定され、さらについ先日、第一次の改正を見たわけです。しかし、この DV 防止法ができたことによって被害を受け続けてきた女性や子どもたちの状況はどうなったか、現場のサポートの体制はどうなったか、ということから振り返ってみますと、この法律が十分に生かされるためにはまだまだ欠けているものがこの社会には多すぎる、というのが現場の実感です。

保護命令制度の限界

DV 防止法は被害者の保護に重点を置いた法律ですので、加害者対応については調査・研究という項目でしか触れられていません。また被害者の保護・自立支援のために「保護命令制度」が新設されましたが、この保護命令制度も女性が危険な目にあわないように、当事者が何とかその場を生き延びていけるようにということを支える命令でしかありません。加害者がこの命令に違反したら即処罰されるという仕組みにもなっていません。私たちは「保護命令制度」に大変大きな期待を持っておりました。この制度によって、警察は即被害者や子どものために動いてさらなる安全を確保するという、その盾になる命令制度だと思っておりましたが、実際にはなかなかそうはいかない、というのが現場の実感です。

なぜうまくいかないのか、具体的には警察対応や裁判所の判断、関係機関の対応ということがありますが、根本的にはこの法律はたとえば「DV 罪」を処罰するというものではないし、暴行傷害、殺人というような刑事処罰と連動して加害者の行動を抑え、被害者の安全を確保するというものではないからです。ここが DV 防止法の大きな限界であると、私たちは作ったときから考えておりました。

今回の第一次改正でも保護命令制度が拡充されまして、子どもに対する接近禁止命令を使うことができるようになりました。しかし

現場では、子どもが母親と一緒に逃げてきて、なおかつ母親に命令が下っている場合、あるいは同時に発令される場合にのみ、子どもに対する接近禁止命令が使えるだけです。つまり、同伴者あるいは被害者が連れて歩く存在としての子どものみを対象とした命令という限定的なものになっています。

DV の被害が起こる家で育つ子ども、あるいは直接 DV の被害を受けた子どもたちは、独立した、れっきとした被害者だと思っています。子どもが独自に接近禁止命令やその他の安全確保の手続きをとらなければ、無事に生きのびることができない状況も多々遭遇しています。

DV 防止法の宿題～加害者対応の明文化

そのような意味では、加害者に対する対応のあり方が、DV 防止法に明示的に書かれていないということが、当事者・女性・被害者たちを更なる困難に追いやる状況を作っているのではないかと考えています。

後藤先生が出された資料の中にも、配偶者間の暴力によってどういう検挙があったかというものがありませんでしたが、内閣府の実態調査では、6 人に 1 人が殴られたり蹴られたりしている、20 人に 1 人は殺される目にあっている、という報告が出ています。この点に関しては、自治体や民間のグループが行った実態調査でもほぼ同じ数字を示しています。私たちが住んでいる日本という社会の中で、毎年 600 万件位の暴行傷害事件が起きていて、なおかつ 180 万件位の殺人未遂事件が起きている。実態調査からおおよそこのような数字が見えてきます。けれども、600 万件の暴行傷害事件、180 万件の殺人未遂のうち、誰がどれだけ検挙されたり逮捕されたり実刑を受けたかということ、殺人事件でさえ 300 件ぐらいの数です。暴行傷害では 2,000 件。実際に女性たちが受けている被害の大きさ、深刻さから考えると、極端に隔たりのある検挙数であるといえます。

つまり家の中での犯罪、家の中だけにとどまらず、職場でのセクシュアルハラスメント、地域で起こる性犯罪も含め、女性に対する性暴力犯罪はほとんど不処罰のままにされてき

たのが日本社会の現状だということです。

この土壌が変わらない限り、法律ができて、システムが良くなってきても、DVの被害が減らないと考えます。そして、この土壌を変えるためには、DV防止法の中に、加害者対応・加害者処罰を明確な形で盛りこむことが必要と考えています。

私たちは法律を作る運動をしている時も、現場でサポートを続けている時も、「理不尽な暴力で、これ以上女性や子どもたちを殺してはならない、女性や子どもたちの未来を奪ってはならない」という思いで仕事を続けてきました。その「盾」としてこの法律が動いてくれることが私たちの最大の願いなのです。けれども、今申しあげたようにDV防止法にはさまざまな限界と不十分性があります。

なぜDVはなくなるのか

～加害者責任の曖昧さ

では、どうすればいいのか。毎日のようにたくさんの女性たちのサポートを続けていても、男性の再犯数が減らなければこの仕事の実りはなく、どこまでも大変な事態が続きます。加害者が暴力を振るわないようにするにはどうすればいいのか。ここから欧米諸国などでは加害者の再教育プログラムというものが施行錯誤されてきたわけです。でも、現場の実感から言えば、加害者男性にいくら教育を施しても無駄だろうと思います。

本当にDVを根絶するためには、暴力はなぜ起こるのか、この社会はなぜ暴力を容認しているのか、なぜ女性に対する暴力犯罪を不処罰のままにしてきたのか、ここにメスを入れて、ここから問題を解決していこうとしない限りは、DVの根絶はさらに遠い道のりになるのではないかと思います。加害者に対するプログラムがいろいろな国で取り組まれてきたのに、なかなか効果が上がらないということについて、このように考えています。

犯罪被害者として生き延びようとする女性や子どもたちがいて、そのためには被害者支援のさまざまな法システムを整備していこうとする動きが始まりました。しかし片方の加害者が自分が犯した罪の責任を取り、その行為についてきちんと認識し、反省して人とし

ての再生の転機を与えるためには、法を犯した犯罪者に対する処罰行為を厳正に行うことしかないのではないかと思います。たとえ路上駐車であっても、ポイ捨てであっても、社会を生きていくうえでのルールを犯した人間に対しては何らかの責任を負わせる、あるいは責任を取ってもらうのは当然のことであり、そういう刑事処罰を徹底することと連動してでなければ、再教育プログラムや更正教育は意味を持たないだろうと思いますし、実りを結ばないだろうと思います。

厳格な法の適用と手続きの整備

～第二次改正の課題

DV防止法の第二次改正に向けては、暴力の予防と阻止のためには厳正な法の執行・運用を明文化することが大事ではないでしょうか。

今の段階で、現在の法体系の中に「DV罪を新設せよ」というのは多分相手にもしてくれないだろうと考えています。最高裁判所をはじめ法務省、これまで法律の制定から運用に携わってきた多くの男性たちが強硬な反対をするだろうと私は思います。こういう権力構造、あるいは政策決定の過程こそがDVを生む性差別の構造だと確信しております。

しかし、ここを動かしていくためにも、現在の法体系の中で、男性でも女性でも、権力のあるなしに関わらず、万人が「そうだ」と思える確かな仕組みを作ることが必要です。

たとえば、人を殺してはいけない、殺した人は刑務所に入って悔い改めて人を殺さない人間になって世の中に出てくる、こういう当たり前のルールをDVという犯罪にも厳正に適用する。そのために警察官がきちんと介入して、逮捕・拘留して刑務所の中での教育プログラムを徹底する。出てきた人に対しては、地域社会や専門家が彼の再生を見守るというシステムを作らなければ、加害者である男性たちは「やってはいけないことをやっている」ということすら認識できないのではないかと思います。

二種類の教育プログラム

再教育、啓発のプログラムのやり方には二つあると思います。一つは、実際に罪を犯した人々を厳正に拘留・処罰して、刑務所内での再教育とか、出所後や保護観察中の教育という形で彼自身の再生を支援していくということ。もう一方では、幼児教育、公教育、専門家教育など、学校や地域のあらゆる現場で「DVは犯罪である」、「女性に対する暴力はあってはならない人権侵害である」という男女平等・人権を重んじるカリキュラムを徹底すること。このふたつの教育方法を同時に進めることが、遠いように見えて一番近い、DV根絶のためのプログラムのあり方ではないかと考えています。

加害者対応の現実

最後に、保護命令が新設・拡充されたDV防止法を使った加害者対応の実態と問題点を、事例に沿って、いくつかお話ししたいと思います。

警察の対応は本当にばらばらです。たとえば退去命令が出た、接近禁止命令も取った、子どもの接近禁止命令も取れた、というようにフルセットで保護命令を活用している当事者が、シェルターにおいて自立のための準備をされている時に、彼女が住んでいた元のアパートに加害者が入り浸っている、生活をしているように見えると近隣の方からお知らせがありました。私たちはびっくりして、最寄りの警察署に保護命令違反で緊急逮捕してほしいと要請したのですが、「お母さんと子どもはシェルターに入って安全なのだし、ここに戻ってくるのでなければ、加害者が出入りしたって心配なことはありませんよ」と言うのです。近隣の方々の不安もあることですし、実際に保護命令違反ですから何度も抗議をしたのですが、「その場を現認していないから逮捕はできない」と繰り返すわけです。

DV防止法には保護命令違反をした加害者には1年以下の懲役、100万円以下の罰金、と処罰規定が書かれていますが、保護命令違反に対する特例などは一切書かれていません。つまり、違反した加害者は捕まえて罰金か刑務所入りとなるはずですが、ですから警察官は、保護命令違反を確認したらすぐ逮捕しなければ

ならないと思うのですが、不十分な対応しかしません。

また、加害者が保護命令の出ている被害者に病院で接近したこともありました。彼女は保護命令が出ている裁判所の文書を病院に示して緊急対応を求めました。110番通報をして警察官が来たのですが、加害者を説諭してそこで釈放してしまいました。これは警察官の違法行為だと私たちは考えます。

さらに、ひどい重傷を負った方が殺人未遂や暴行傷害で刑事告訴をするケースがいくつもありました。一番ひどかったケースは、加害者からも事情聴取し、元の住居で現場検証もするわけですが、そのときに警察官や検察官が、口が達者な加害者が言うことや捏造した証拠などを鵜呑みにして、被害者に対して「あなたの考え方がおかしい。あなたの調書は書き直したい」と、加害者から取った調書に書き換えさせてサインをさせられた。こういうことがあちこちで起こり、当事者から私たちに届くのです。

再教育よりも、厳正な法の適用・運用と 刑事責任追及のためのシステム作りを

法律が作られた以上はその趣旨に則って書かれていることを厳正に運用しなければいけない、と私たちは思います。しかしながら、現場では、女性に厳しく男性に甘い意識によって、運用され、すべての手続きが行われているということがあります。

DV防止法は改正されましたが、加害者処罰という大変な宿題があると思います。私たちは加害者再教育プログラムを検討することよりもまず、加害者に対して厳正に刑事罰を使って犯罪の責任を取らせることに、日本の社会が踏み込むべきである。そのことが最大に被害者の安全確保になるとあらためて思います。

今申しあげたような事例を、全国の当事者、あるいはサポートグループに聞き取りをしまして、保護命令制度やDV犯罪について警察がどのように対応しているのか、次の改正でこの問題をどのように取り扱うのかという研究も含めて、この一年間の私たちの課題にしたいと思っております。

(井上)

ありがとうございました。私たちは法律ができたのだから動くだろうと思ってしまいましたが、現実はそのようではないことがわかりました。ではここでマージョリーさんにも加わっていただきまして、また会場からいただいた質問に答える形で、シンポジウムを続けていきたいと思えます。

(井上)

会場からたくさんの質問票をいただきました。本来なら一つ一つの質問をシンポジストに投げかけて、さらに質問をいただくのが良いのですが、時間の都合もありますし、内容が重なるものもありますので、こちらで五つの内容に分けて質問し、お答えいただく形で進めていきたいと思えます。

第一点は、マージョリーさんの基調講演にもありましたBIP(加害者に対するさまざまなプログラム)はあまり有効ではないということについての質問です。

第二点は、アメリカと日本の制度の違いに関する質問です。

第三点は、専門家のDV犯罪への理解度をあげるためにはどうしたらよいのか。主に法曹・警察の対応が加害者に対して甘いように思われるが、アメリカやイギリスはその点をどう克服したのかということ。また、医療関係者のネットワークについて、プログラムはどのように作られたかをお聞きしたいと思います。

第四点は、一般市民に対する啓発活動についての質問です。

最後に、刑事システムとの連動についての質問です。DV加害者は社会から非難を受けるべきであり、また犯罪者としてのレッテルを貼るべきだと思うが、日本の中では躊躇する空気があるように思えるがそれはどうしてなのか。それを乗り越えていくためにはどうしたらよいのかという点です。

BIPプログラムの効果について

(北仲)

まず、第一の質問です。「再教育プログラム

は効果がないというお話しでしたが、DV犯罪による死亡者が減っているという資料がありました。プログラムの効果ではないとすればどのような理由からだと考えられますか」という質問をいただきました。

(マージョリー)

再教育プログラムの効果があるののかどうか、ということをどのように評価したのかということについて説明します。

加害者が、再度DVで逮捕されていないか、その他の犯罪ではどうか、またその人の態度や考え方が変わったかどうかなど、行動が変化したかどうかを調べるテストがあります。またその人の行動の経過も観察していきます。

このようにDVの加害者たちの行動や言動をチェックした上で、同じようにDVの加害者として逮捕され、裁判所から再教育プログラムへの参加を命ぜられて参加した人たちを対象群として比較をしたところ、この両者の間にはまったく何の効果も見られなかったのです。したがって、加害者プログラムの効果はゼロであると考えられます。

それとは別に1976年から2002年までの殺人のデータを見てみますと、女性が加害者である事件は71%も減っているのに対し、男性が加害者である事件は25%しか減っていません。このBIPというプログラムは、女性加害者の数が圧倒的に少ないため、男性のみを対象として実施されています。つまり、BIPのプログラムが実施されている妻への殺人の減少が、BIPのプログラムが実施されていない男性への殺人よりも、明らかに減少率が低いことがわかります。ここからも、BIPの効果は薄いことが伺えます。

親密なパートナーによる殺人が減少している理由は、BIPなどのプログラムの効果以外にあると思われます、それは、まずひとつは、女性の安全を確保するシェルターができたこと、もうひとつは、特にニューヨークの場合、1962年からある保護命令のおかげです。

1980年代の半ばには50州すべてに保護命令制度ができています。さらに、減少の理由として挙げられるのは、義務的逮捕という法律ができたことです。たとえば警察は、被害者が同意しない場合であっても、保護命令違

反者を逮捕しなければいけません¹。しかも略式逮捕ですので、実際に犯罪が行われるところを警察官が見ていなくても逮捕できます。

この保護命令の有効期間は離婚後も有効で、3年、5年、あるいはパートナーのどちらかが死亡するまで、生涯にわたって有効なのです。これらの理由で親密なパートナー間の殺人が減ってきていると思われま

す。現在私たちが直面しているもっとも大きな問題は、親密なパートナーによる殺人において、女性が加害者の場合（71%減）と男性が加害者の場合（25%減）とで、その減少率に大きな差がある点です。

このギャップは、加害者が男性と女性では、同じくパートナーへの殺人と言っても、態様が大きく異なるということを示しています。社会学的な研究を見ても、女性がパートナーを殺す場合は虐待を受けていて自己防衛のために相手を殺してしまうということがあります。それに対し、男性が女性パートナーを殺す場合は、まず最初に暴力を振るいそれがエスカレートして殺しに至るのです。もしBIPがうまく機能しているのなら、妻に暴力を振るう男性に対して止めるように教育ができるはずですが、しかしうまくいっていないので、男性は女性を殴り続け最終的に殺人にまで至ってしまうわけです。

ここに皮肉な現状が出てきてしまいます。女性の自己防衛のための殺人がなくなってきたということは、以前なら暴力に耐えかねた女性に殺されてしまったであろうDV加害者が生き延びて、引き続きその女性を殴る。あるいは別の女性を殴るようになるということが起こっています。

統計を取り始めた1976年当時は、親密なパートナーに殺害される男女の数は、男性が1,357人、女性が1,600人とほぼ同じでした。ところが2002年には、男性被害者は388人まで減ったのに対し女性被害者は1,202人に

減ったのみなのです。明確な原因については、現在も研究が続けられています。

（井上）

数字の上から見て、男女被害者の減り方に変な差があるのは偶然ではなく、何らかの原因がある。その理由としてBIPがあまり有効ではないというお話しでした。後藤さん、日本ではいかがでしょうか。

（後藤）

警察が発表したデータの中に殺人件数がありますが、殺人未遂も含まれていますので本当にどれだけの人が亡くなっているのかは誰もわからないのです。被害者の数から割り出しているということも考慮に入れてみていただきたいと思います。基本的にアメリカに比べて犯罪自体が少ないということもあって、調査研究や比較検討がきちんと行われていない状況があります。マージョリーさんが示してくださった数字に対応して、日本の犯罪状況をデータとして出せばよいのですが、警察庁の把握を見ると1960年代のアメリカの状況と同じようで、DV防止法ができてこれからはさまざまな状況が変わっていくのではないかと印象です。

日米の比較

（井上）

では次の質問に移ります。日米の制度の違いに関する質問です。

「日本のDV法ではデートDVは対象になっていませんが、アメリカではどうですか」という質問。「通報者は誰ですか」という質問。「日本では二次被害が問題になっていますが、アメリカではどうですか」。この3点についてマージョリーさんからお答えいただきます。

デートDVは、DVか？

（マージョリー）

先ほど言い忘れましたが、暴力行為は50%減っています。これは明るいニュースですね。

まずボーイフレンドはDV防止法の対象になるかということですが、アメリカでは結婚していないボーイフレンド、制度としての結婚をしていないが同居しているカップル、す

¹ 日本には、義務的逮捕という制度がありません。近藤さんの報告にあったような、安全確保という点で大きな問題がおきる原因の一つになっています。また日本では、逮捕は、現行犯や特別に緊急の場合以外は、令状が必要です。

べて対象になります。

警察への通報は、そのほとんどが暴行の最中に悲鳴を聞いた隣人や、母親が殴られているのを見た子ども、あるいは暴行にあっている女性本人によるものです。先ほど令状がなくても逮捕できると申しあげましたが、だいたい犯罪の進行中に通報されるので、警察官は現場で取り押さえることができるのです。警察官が駆けつける前に終わっている場合もありますが、そこに残された物的証拠、通報者や本人の証言など合理的理由があれば、アメリカの判例法に照らして令状がなくても、また現行犯といえなくても逮捕できるのです。それにたいし、事件発生から1週間あるいは2週間後に報告があった場合は令状が必要になります。

そして、重要なことは、DV加害者を現場で逮捕するかどうかは警察官個々のDV理解度に左右されるのではなく、アメリカ50州の法に従い、警察官は逮捕しなければならない（義務的逮捕）のです。

警察・検察ともにDV加害者の逮捕は殺人の防止のために必要な行為である、ということをごに認め発言しています。

DVの通報の直後、現場に行き加害者を略式逮捕することが慣行になって以来、加害者はほかにも犯行を繰り返しているということがデータからもわかってきています。

二次被害と研修・教育の重要性

届出をしたときに、担当官などの無理解によって二次被害を受けるといふことがありますが、これはトレーニングの問題になります。たとえば訓練の中で警察官や検察官に対し、通報者や被害の申し立てをしてきた本人にどのような質問をどのようにするべきかをきちんと教育します。また調書を取るときは雰囲気にも注意し、怖がらせないように、被害者が安心して話ができるような環境を整えなければなりません。これらのことは研修・訓練によって教えられます。人道的な、人間として共感する気持ちと、法の執行者としての専門性が求められます。被害者を怖がらせて自らが二次加害者となってしまうと、おびえた被害者は証言をしなくなります。すると

犯罪を検挙することができなくなってしまうます。

アメリカでは、検察官は選挙によって選ばれる公務員なので、検挙の成功率がその人の査定・評価に影響します。この点からも、手続きの適切化・二次被害の防止が図られているわけです。

専門家(医療従事者)のネットワーク

(井上)

ありがとうございました。法律に基づく制度の違いとその運用している人たちの違いを感じました。専門家の理解を高めるためにはどうしたらいいのか、警察・検察についても、お話をいただきました。DVの対応において大きな役割が期待される医療従事者のネットワークと実践に関して、アメリカの状況についてお伺いします。

(マージョリー)

アメリカでは、DVの兆候が認められたとき、医師・看護師・臨床心理士・精神科医・ソーシャルワーカーなどすべてに通報が義務付けられています。また、それぞれの州で交付される免許を維持・更新するために、1年から3年のサイクルでDVについてのトレーニングを受けることも義務付けられています。

また、看護従事者によるDV防止ネットワークがあり、積極的に活動しています。

たとえば、怪我の状況と本人の説明が合わないときには、看護師が怪我の状況を医師に報告するときに、そのことを説明します。医療行為の中で看護師がDV被害を最初に発見できますし、入り口としての役割と共に医師やソーシャルワーカーを教育・啓発する役割を果たしてきたともいえます。

1970年にコネチカット州の医師が、社会学者である夫人と共に医療に携わる人たちへのインタビューをしました。それに基づき、怪我の所見と本人の説明とが、つじつまの合わない場合をデータとして集め、DVの可能性と怪我の状態の関連性を分類しました。そしてそれを医療従事者への教育プログラムとして使うようになっています。

そこでは、症例を怪我の所見と説明から分析し、DVではなく自動車事故である場合、

通常の怪我である場合、以前にも同じような怪我で治療を受けているのでDVの可能性が高い場合など、いくつかのパターンに分類しています。そして、DVの可能性が高い兆候として、怪我をした直後ではなく数日あるいは1週間もたってから治療に来るケースがあるなどの、DV判定の目安を提示しています。

また、アメリカの医師会ではDVを特定し適正な処置をするためのガイドラインを出しています。たとえば、DVであるかないかの判定をどのようにするのか、疑いがある場合どのような質問をどのように尋ねるべきか、DVと特定(判定)した後に何をすべきか。適切な情報、被害の届け先やどこへサポートを求めるべきか、など適切な情報を患者に提供します。最終的な決定は患者自身に任せますが、患者が決定しやすいように情報を与える義務を教えています。

今述べたようなガイドラインとそれを実践するためのトレーニングは、看護師に対して同じように行われます。アメリカでもイギリスでも医師はもちろん、最初に所見をする看護師の中に薬の処方をする資格を持つ人もおり、その人たちは性犯罪の専門家として認められ、法廷で専門家の立場から証言する資格を認められています。病院では二次被害にあわないように適切に対応するとともに、法廷で争うようになったとき、たとえばDNA鑑定が必要なときなど、医学的な証拠をきちんと採取し、汚染されないように保存するという事も看護師が行いますし、そのためのトレーニングも受けています。医療機関ではチームで動くということが日本よりもずっと機能しています。特別な資格を持つ看護師・ナースプラクティショナーが多数いて、自分の専門分野であれば、日本では医師が行うような一定の治療や処方ができることもこれを可能にしていると思われまます。

被害者の中には問題としないで秘密のままにしておくことを選ぶ人もいますが、何年か後に思い直して刑事告訴したいと決心した場合には、そのときの証拠を残してありますから、それらを提出してしかるべき手続きが行えます。

(井上)

次に後藤さんから日本の状況も含めてお話し

していただけますか。

(後藤)

ここで一言お断りしておきますが、日本の警察も110番すれば必ず来ます。問題は来た後ですね。逮捕に関しては、日本の場合は事件直後に逮捕するのではなくて、捜査して起訴できるような状況になってから逮捕しますので、そこへ行くまでとても慎重です。現行犯なら当然逮捕できますが、より現行犯的な状況を警察に見せることによって、逮捕という行為が促進される可能性もあるのではないかと思います。かなり証拠が集まってから身柄を拘束するという姿勢のために、逮捕する時期がアメリカ等に比べて遅くなるわけです。刑事システムがそれぞれの国で違うため、同じ「警察」、同じ「逮捕」という言葉でも、また「保護観察」という言葉でも、内容や方法や制度の趣旨に違いがありますので、慎重にならなければいけないと思います。

保護観察制度の問題点

(井上)

アメリカの制度と比較して、近藤さん、いかがでしょうか

(近藤)

保護観察制度についてですが、日本では保護観察制度はほとんど機能しておりません。私たちが扱ったケースでも、保護命令違反で3年間の執行猶予がついて、その執行猶予中、長男を保護観察者として実家で面倒を見るようにという決定が下ったことがあります。これでは保護命令制度そのものが意味を成さなくなり、長男がその母親を殴った父の面倒を見るというのもありえない話であって、保護観察の趣旨からも外れた決定だと思いません。

今の日本での保護観察制度はDV被害者にとって何の役にも立たない危険な制度だと思いますので、アメリカとの違いをもう少しご説明いただきたいと思います。私としましては、殺人まで含めたDV犯罪者がここまで放任されているということはあってはならないことだと思います。やはり犯罪は処罰する、そして責任を問う、その上で再教育の仕組みを考えるということが今後の社会のあり様で

はないかと思っています。

(井上)

ありがとうございました。今の保護観察制度のあり方について後藤さんご説明いただけますか。

(後藤)

保護観察にはいくつかの種類がありまして、刑務所から出た後に残った刑期について保護観察がつく場合と、執行猶予の場合につくときがあります。保護観察で何を見ているかという、立ち直ろうと努力をする人に対してその努力を促進するということなので、それがどれだけ犯罪の防止に効果があるのか。保護観察中に再犯が起ることもあり問題視されます。

DV 犯罪のみの統計はありませんが、今の制度の中で約半数は保護観察中に何の問題も起こしていないという状況です。

刑務所に行く代わりに BIP 付の保護観察を行うという制度は今の日本にはありません。先ほど保護観察が役に立っていないというお話がありました。保護観察自体が被害者を守るために存在しているわけではないのです。

しかし保護観察制度の新たな見直しが始まっています。そこで被害者を守る保護観察というのを提案していく道もあると思います。

また、最近の世論調査を見ると「犯罪があってもなるべく関わりたくない」という人がかなりの割合を占めているようです。家の中で起こることについては、外で見かけること以上に関わりたくないという意識が働くのではないのでしょうか。被害者が自分で通報できないとき、周囲が通報することによって加害者が刑事システムに乗っていくという構造が日本では少ない気がします。そういうところに DV が犯罪として認識されにくい原因があるのではないのでしょうか。

犯罪として「DV 罪」、「児童虐待罪」を作るのが一番簡単ではありますが、その前に少なくとも刑事システムに乗った人に対してはプログラムを実施して効果があれば、犯罪者処遇のほうから犯罪者としての認知、逮捕が進む可能性があるように思われます。

(井上)

ありがとうございました。他にもお尋ねし

たいことはたくさんありますが、終了の時間がせまって来ました。

私たちの社会は、DV 加害者に犯罪者としての評価を下すこと、社会的非難をするということに、躊躇しているのが現状です。社会全体としても、被害者本人もまた躊躇しています。そして警察など関係機関もそれでよしとする傾向があります。現場のサポーターの方たちが直面している困難の原因がそこにあると思います。

なぜ日本では DV 加害者を犯罪者として認知するのが難しいのか、そこを乗り越えて私たちがもう一歩進むためにはどうしたらいいのか、それについてのマージョリーさんのお考えをお聞きしたいと思います。

(マージョリー)

アメリカでも現在の状況に至るまで、20 年ほど掛かりました。1971 年のことですが、私のクライアントが「警察に連絡したら、あなたたちは婚姻関係にあるから警察では何もできない、と言われました」と言ってきたことがあります。こういう警察の態度を変えるためにいくつかの手法を使いました。

まず一つに、1976 年のことですが、ニューヨーク市で私を含めた 6 人の弁護士が女性の代理人として、女性を守らず差別的である警察に対して裁判を起こしました。1978 年には州の裁判所に対して訴えを起こしています。この年には先ほど説明したような義務的な逮捕の制度を取り入れることが決まって、ニューヨーク市警と和解をしています。それによって保護命令、略式逮捕、また保護命令の違反者を取り締まるというシステムが出来上がっていきました。

コネチカット州やニューヨーク市でも、警察に対して賠償金を請求する裁判が提起されました。警察が保護命令にともなう措置をとらなかった、あるいは逮捕しなかったゆえに子どもが怪我をさせられたケース、女性が重篤な怪我をさせられたケースなどです。これらは勝訴となり、ニューヨーク市、コネチカット州のトレント市当局はそれぞれに 3,000 万ドルの賠償金を支払うことになりました。これは 2005 年現在のドルではなくて 1980 年当時のことです。これらは政府にとっても大きな教訓を残した事件でした。

もう一つは法の整備です。アメリカでは1994年までにほとんどすべての州で、「義務的な逮捕」が法制化されています。この「義務的な逮捕」は1978年当時、私どもがニューヨーク市・警察と和解したときの内容とほぼ同じものです。

まとめますと、警察官や政府に対する啓蒙・教育そして法整備が柱であったと思います。

またマスコミの報道も大きな追い風になっています。ニューヨーク市の警察当局を訴えたときの記者会見には、テレビ局をはじめとする報道陣が駆けつけ、ニューヨークタイムズはその日の夕刊で紹介しました。後に多額の賠償金支払いが命ぜられたときも大きく報道されました。その他、法制化の時には公聴会がおこなわれますのでそこで説明をしたり、多くの女性たちがマスコミへ今やっている運動のPRをしました。

CNN テレビ局では、番組の終わりに撲られている女性を写し、「もしあなたが殴られている被害者なら、DVは犯罪です。ここへ電話してください」というメッセージとともにDVホットラインの番号が出てくるという公共広告を流していました。また、ニューヨークやロンドンの地下鉄にポスターを掲示したり、ラジオ、新聞などあらゆるマスメディアが活用されています。

さらに女性有権者の影響力も見逃せません。DVを容認するような政治家には女性は投票しないことを良くわからせなければなりません。多くの女性団体もDVは犯罪であり容赦してはいけないと訴えていますので、そういう圧力も政治家たちに掛かります。検察官も選挙で選ばれますので、DVで生ぬるいことをすると再選できないということを知っています。

これら、さまざまな手段をもちいて、そして約20年かけて、社会全体の認知度を上げてきたわけです。

(井上)

アメリカにおいても一足飛びに、状況が変わった訳ではないということですね。ありがとうございます。

最後に、今回のシンポジウムを通じて、あきらめないで継続し続けることの大切さを確

認しました。また、DVの根絶には、これさえやればすべて解決するという特効薬のようなものはないこともわかりました。その上で、専門家とも協働しつつ、また啓発活動・立法提案などを通じて、専門家や立法過程などに現場の声を届けていくことが大切であることが確認されました。これらを踏まえて、ご自分の地域でもネットワークを作って前に進んで行っていただきたいと思います。

シンポジストの皆様、会場の皆様、どうもありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。以上を持ちまして基調講演ならびにシンポジウムを終わらせていただきます。どうぞ壇上の皆様にもう一度大きな拍手をお願いいたします。ありがとうございました。